

党の戦略・組織・運営に関する改革本部 中間報告

——— 新たな挑戦への指針 ———

所属国会議員は、第 48 回総選挙において民進党としては届出政党にならないという判断をし、有権者の選択肢となることができなかつた経過と結果を厳しく受け止めなければならない。

再び国民の皆様の信頼を得て、日本の民主主義に貢献するために、来年 2 月には党大会を開き、党としての新たな姿を確立し、今後の道のりを明確にする。

全国幹事会、両院議員懇談会において、本中間報告に基づいて今後の道のりの選択肢の議論を進めることが承認されたことから、改革本部では、別途、議論のための材料を提供する。

1. 私達自らが生まれ変わって、抜本的かつ発展的な改革を実現する。

[改革の基本的な方向]

- ① 国民に貢献できる政権交代可能な政党として、生まれ変わらなければならない。
- ② 理念や基本政策等、民進党の蓄積を継承し、日本の課題解決に向けて貢献しなければならない。
- ③ 形式的な生まれ変わりではなく、党のガバナンス、カルチャーを含め、実質的に生まれ変わらなければならない。
- ④ これまでの党運営に関する経験、経緯、反省等を踏まえ、地方組織、自治体議員、支援団体等の意見を十分に聞いたうえで進めることが必要である。
- ⑤ どのように生まれ変わるかについては、前例や固定観念に囚われず、あらゆる可能性を模索すべきである。

以上の改革の基本的な方向に基づき、引き続き具体的な検討を行う。

2. 将来のあらゆる改革の選択肢に対応することが可能となるように、まず民進党の地方組織を存続、発展させることで足元を固める。

県連、総支部の運営の在り方

◎ 政権交代を目指す政党として地方組織を維持し、必要な改革を行う

- * 地方自治体選挙、参議院選挙、総選挙を戦う政党として再出発する。

○ まずは民進党としての地域基盤再整備へ

- * 総選挙対応に端を発した民進党組織、議員、党员・サポーター、支持者の困惑と混乱を収束させ、新たな歩み始めるために、まず足元を固めなおす。
- * その際に、党を取り巻く厳しい現状を踏まえ、新しい道を切り拓く決意を持って必要な改革を断行する。
- * 同時に、各党の地域組織の構造・地方議員の意識は、党幹部・党本部レベルの政党間関係に強く影響することから、地域基盤の再整備に当たっては3党連携の糸口をつくることにも留意する。

都道府県連

- * 引き続き、民進党の都道府県拠点として議員、党员、サポーター活動を支えるとともに、総支部活動の総合調整機能を担う。
- * 加えて、友党の輪をつくり、発展させる地域センター任務を担う。

都道府県連それぞれの地域事情に応じた友党による連携モデル例を提示する

- ・ 地域政党（ローカルパーティー）
- ・ 統一会派（共同会派）
- ・ 連絡協議会（連携協議会）
- ・ 懇談会（情報交換会）

- ◇ 国会議員不在県連は、参議院比例議員やブロック内国会議員による、国政との連携などの協力体制をつくる。

総支部

- * 引き続き、民進党国会議員、内定国政候補者の支援を行うとともに、地域の地方自治体議員活動のプラットフォームとなる。
- * 加えて、友党の輪の連携活動の最前線を担う。

《総支部長選任原則》

- ・ 民進党国会議員がいる場合は総支部長とする。
- ・ 国政候補者が内定した場合は総支部長とする。
- ・ 上記不在の場合は、都道府県連と党本部の協議に基づき、当該地域の地方自治体議員等から総支部長を選任することができることとする。

《総支部長代行の選任》

- ・ 党籍を有する、あるいは党籍を復した惜敗者で、再挑戦の意思が有り、都道府県連及び党本部が認める場合は、正式な公認内定手続きの前に総支部長代行に選任する。但し、総支部長代行は、別に公認内定者が決定した場合はその任が解かれるものとする。

《暫定総支部長の選任》

- ・ 総支部長選任までに時間を要する場合、また当該地域の友党に民進党出身現職議員あるいは内定候補者がいる場合等は、都道府県連の役員による暫定総支部長を選任することができる。
- * 現職国会議員以外が総支部長に選任された場合には、県内に国会議員がいる場合はその中から、不在の場合は参議院比例議員やブロック内の国会議員による、チューター制度などの協力体制をつくる。

統一自治体選挙対応(案)

- * 地方自治体議員選挙において、
 - ・ 公認候補の擁立を進める
 - ・ 会派入りを前提に無所属・各党推薦スタイルの立候補を認める
 - ・ 地域政党名、あるいは統一会派名による立候補を可とする
 - ・ 相互推薦を進める

(※公認料、推薦料の在り方は別途検討)

○ 地方組織への財政支援

* 都道府県連

※財政支援額は全体の財政状況の中で代表・幹事長が判断する。

◎実際の査定は個々の都道府県連事情に応じてきめ細かく対応。

* 総支部

- ① 民進党国会議員が総支部長
- ② 民進党国政内定候補者が総支部長
- ③ 上記以外

を基準に支援額を定める。

※財政支援額は全体の財政状況の中で代表・幹事長が判断する。

3. 統一地方自治体選挙、参議院選挙、衆議院総選挙に、野党勢力並びに支持団体との間で協力、連携を構築し、候補者の擁立を図る。

地方、中央ともに様々なチャンネルで話し合いの糸口を模索し、具体的な協力連携の道筋を立てる。また、それぞれの動きを包括的に把握し、有効な活動に結びつけるために、幹事長のもとに戦略チームをつくる。

4. その他の課題

- ・ 地方重視の観点から党の意思決定プロセスの見直しをする。
- ・ 新たな制度を前提に党员・サポーターの見直しをする。
- ・ 目標管理、プロジェクト志向の党活動を可能にすべく、党本部と事務局の在り方について検討する。

5. 以上の考え方に基づいて改革を果敢に進めるとともに、統一地方自治体選挙、参議院選挙、衆議院総選挙において、友党と協力連携し合える関係構築に向けて、本部・地方組織、議員一丸となって努力しなければならない。

以 上